

宮崎県中央福祉こどもセンター給食業務委託企画提案競技実施要領

1 目的

宮崎県中央福祉こどもセンター（以下「福祉こどもセンター」という。）給食業務委託の受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 委託の内容

宮崎県中央福祉こどもセンター給食業務委託仕様書による。

3 委託費

(1) 契約上限額

38,728,800円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、委託額は管理運営費に係る人件費等の経費であり、食材料費は含まない。そのため、8(2)②提出書類の見積書及び費用内訳書には、食材料費を含めずに提出すること。なお、食材料費については、決定した受託者と別途単価契約を締結する。

（参考）

児童・女性の単価

朝食：343円、昼食：554円、夕食：580円 計 1,477円

幼児の単価

朝食：308円、昼食：498円、夕食：522円 計 1,328円

乳児の単価

朝食：308円、昼食：498円、夕食：522円 計 1,328円

予備食：420円

(2) 委託費の支払方法

委託費は、月を単位で支払うものとし、受託者から請求を受けた日から起算して30日以内に支払う。

なお、食材料費については実績に応じて毎月支払うものとする。

4 委託期間

令和8年12月1日から令和11年11月30日までとする。

ただし、次に掲げる場合は契約を解除することがある。

(1) 受託者が本件業務に違反したとき。

(2) 受託者が委託期間内に委託業務を履行する見込みがないか又は履行することがで

きないと認められるとき。

(3) 本契約の履行に関し、従事者に不正行為があったと認められるとき。

(4) 受託者が関係法令により行政上の処分を受けたとき。

(5) 次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例（平成 23 年宮崎県条例第 18 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団関係者を利用するなどしたと認められるとき。

エ 資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからウまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約をしたと認められるとき。

オ 乙が、アからウまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入その他の契約の相手方としていた場合（エに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

5 参加資格要件

- (1) 給食の提供に関する業務について、過去 5 年以内に実績を有する者であること。
- (2) 委託業務を開始する日までに、食品衛生法（昭和 22 年 12 月 24 日法律第 233 号）に規定する営業許可その他本件業務に関連して必要な法令に基づく許可、認可等を受けることが確実であること。
- (3) 「物品の買入れ等の契約に関する競争入札の参加資格、指名競争基準に関する要綱（昭和 46 年宮崎県告示第 93 号）」第 2 条に規定する入札参加資格を有する者若しくは契約までに取得見込みの者。
- (4) 宮崎県に本店又は営業所を置く者。
- (5) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続の開始の申し立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者。
- (7) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (8) 県税に未納がないこと。
- (9) 宮崎県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 18 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第 4 号に規定する暴力団関係者でない者。
- (10) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (11) 業務が困難になった場合に備え、代行による体制を整備していること。

6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

7 スケジュール

- | | |
|----------------------|-------------------------|
| (1) 公告 | 令和8年 9月30日(水) |
| (2) 質問等の締切 | 令和8年10月 7日(水) 午後5時 |
| (3) 質問に対する回答 | 令和8年10月 9日(金) |
| (4) 企画提案競技参加申込書の提出締切 | 令和8年10月13日(火) 午後5時 |
| (5) 企画提案書の提出締切 | 令和8年10月20日(火) 午後5時 |
| (6) プレゼンテーション(ヒアリング) | 令和8年10月27日(火) |
| (7) 審査結果の通知 | 令和8年10月30日(金) までに参加者へ通知 |

8 企画提案競技の方法

- (1) 企画提案競技参加申込
企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書(別紙1)を提出すること。
 - ① 提出先
下記17を参照
 - ② 提出期限
令和8年10月13日(火曜日) 午後5時
 - ③ 提出方法
電子メール又はファックス(提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。)
- (2) 企画提案書の提出
 - ① 企画提案書の内容
本実施要領2「委託の内容」を参照の上、提案すること。
 - ② 提出書類
 - ア 企画提案書(11部)(様式第1号)
 - ・提出する企画案は、1案のみとする。
 - ・書式はA4判(一部A3判を折り曲げて可)とし、ページ番号を挿入する。
 - イ 見積書(原本1部、写し10部)
 - ・業務委託仕様書に定める各項目について積算した見積書を提出すること。
 - ・内訳は、税抜き表示を基本とする。
 - ウ 誓約書(1部)
 - ・別紙2により提出すること
 - エ 費用内訳書(様式第2号)
 - オ 定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
 - カ 当該法人等の概要(委託業務のために配置可能な人員等に関する記述を含む。)を記載した書類(様式第3号)
 - キ 当該法人等の役員名簿(氏名にふりがなを付されたもの)
 - ク 医療施設、介護・福祉施設、学校給食関係、保育所その他の社会福祉施設において給食を全面受託している場合の主な受託実績先の名称及び受託期間を提示すること。
 - ③ 提出先
下記17を参照

④ 提出期限

令和 8 年 1 0 月 2 0 日（火）午後 5 時

⑤ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）

⑥ 留意事項

提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

(3) プレゼンテーション

日 時： 令和 8 年 1 0 月 2 7 日（火）午後 1 時 3 0 分から

場 所： 宮崎県中央福祉こどもセンター 3 階小研修室

実施方法： 参加者によるプレゼンテーション方式

① プレゼンテーションは、1 社当たり、説明 4 0 分 質疑 1 0 分 計 5 0 分

② 各社の審査順は、企画提案書の提出順とし、発表時間は事前に通知する。

(4) 質問等

企画提案競技及び業務委託仕様書についての質問は、質問書（別紙 3）を提出すること。

① 提出先

下記 17 を参照

② 提出期限

令和 8 年 1 0 月 7 日（水）午後 5 時

③ 提出方法

電子メール又はファックス（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

④ 問合せの内容及び回答

軽微なものを除き、企画提案競技への参加申込書提出者全てに電子メールで通知する。（質問者名は公表しない。）

(5) 審査項目

審査会において評価する事項及び配点比率は、別添 3「受託候補者選考評価基準」のとおりとする。

(6) 選定方法

複数の審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した 1 者を受託候補者として選定する。

(7) 審査の通知

令和 8 年 1 0 月 3 0 日（金）までに、採択・不採択にかかわらず通知する。

(8) 当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき

② 提案書を期限までに提出しないとき

③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき

④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき

- ⑤ 契約上限額を周知して実施した場合において、提案の内容が契約上限額を超えているとき
- ⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

(9) (8)に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

9 契約の方法

- (1) 受託候補者と福祉こどもセンターは、採択された企画提案書の内容に基づき、必要な協議を行うものとし、協議が合意に至った場合は、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行うものとする。
- (2) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。
- (3) 受託候補者が(1)の契約の締結までの間に次のいずれかの事項に該当することが判明した場合は、契約を締結しないことがある。
- ① 資金事情の悪化等により、適正な施設管理を継続することが確実にないと認められるとき。
- ② 著しく社会的信用を損なう行為をしたこと等により、受託者としてふさわしくないと認められるとき。

10 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

11 福祉こどもセンター及び受託者の責任の分担

福祉こどもセンター及び受託者の責任は、原則として次の表の左欄に掲げる項目の区分に応じ、それぞれ同表の責任の欄に○印に付いた者が負うものとする。なお、その詳細は、契約書及び仕様書に記載するものとする。

項目		責任分担	
		福祉こどもセンター	受託者
物価の変動	人件費などの管理経費の増		○
	物価変動に伴う光熱水費等	○	
関連法制度の改正	施設等の設置基準の変更に伴う施設等の新築又は改良	○	
	施設等の管理基準の変更に伴う管理経費の増	協議事項	
	上記以外のもの		○

不可抗力	不可抗力（天災等福祉こどもセンター又は受託者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的・人為的現象）に伴う施設等の損壊等により、業務委託が実施できないこと又は支障が生じる場合	協議事項	
施設、設備及び備品（以下「施設等」という。）の損傷	施設等の設置上の明白な瑕疵に係るもの	○	
	施設等の管理上の明白な瑕疵に係るもの		○
	上記以外のもの	協議事項	
施設等利用者等への損害賠償	施設等の設置上の明白な瑕疵に係るもの	○	
	施設等の管理上の明白な瑕疵に係るもの		○
	上記以外のもの	協議事項	
業務委託に要する経費（上記の責任分担とされたものを除く。）の負担		○	
火災保険の加入		○	
包括的管理責任		○	

12 記録及び報告

(1) 実施計画及び実績報告

年間の委託業務の実施計画書については、初年度分を契約時に、翌年度以降分を前年度の1月末までに提出すること。また実績報告書については、各月分を翌月の10日までに、各年度分を当該年度終了後30日以内に福祉こどもセンターに提出し承認を受けること。

(2) 作業記録

作業日誌記録を作成し、実績月の翌月上旬に福祉こどもセンターに報告すること。

(3) 残食記録

下膳の際、残食状況を調べ福祉こどもセンターに報告すること。

(4) 健康管理記録

業務従事者の健康管理状況について、健康診断、検便等を行った都度その結果を速やかに福祉こどもセンター報告すること。

13 適正な委託業務の継続が困難になった場合における措置

(1) 受託者の責めに帰すべき理由により委託業務の適正な実施が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、福祉こどもセンターは、受託者に対して本件業務又は経理の状況に関し報告を求め、実施について調査し、又は必要な指示をすることがある。

(2) 受託者の財務状況が著しく悪化し、本件業務の適正な実施の継続が困難と認められる場合には、福祉こどもセンターは、契約を解除することがある。

- (3) (1)又は(2)により契約が解除された場合において、福祉こどもセンターに損害が生じたときは、当該契約を解除された受託者は、福祉こどもセンターに、当該損害を賠償しなければならない。
- (4) 不可抗力その他福祉こどもセンター及び受託者の責めに帰することができない事由により委託業務の適正な実施の継続が困難となった場合には、福祉こどもセンター及び受託者は、当該委託業務の継続の可否について協議するものとする。

14 添付資料

- (1) 福祉こどもセンター給食業務委託仕様書（別添１）
- (2) 福祉こどもセンター給食業務企画提案書作成要領（別添２）
- (3) 受託候補者選考評価基準（別添３）

15 提出書類の内容に関する調査

必要に応じて、提出書類等の内容について、聴取調査を行う。この場合において、詳細は、法人等に後日連絡する。

16 その他

- (1) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。
- (2) 企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 提出された資料は、返却しない。

17 書類提出及び問合せ先

- (1) 住所 〒 8 8 0 - 0 0 3 2 宮崎市霧島 1 丁目 1 番地 2
- (2) 担当 宮崎県中央福祉こどもセンター生活福祉課女性保護担当 （担当 満留）
- (3) 連絡先 電話番号 0 9 8 5 - 2 6 - 2 1 9 8
ファックス番号 0 9 8 5 - 2 8 - 5 8 9 4
メールアドレス chuo-fukushi-kodomo-c@pref.miyazaki.lg.jp